

京都府国民健康保険団体連合会 理事会 議事録

I 開催日時 令和3年7月13日(火) 午後1時58分～午後3時02分
(Web会議方式)

II 開催場所 京都府国保連合会 6階 テレビ会議室

III 出席者 理事 14名(委任状1名)
監事 1名
事務局 8名

IV 付議事項

【議決事項】

- 1 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告
- 2 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算
- 3 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算
- 4 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算
- 5 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算
- 6 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 7 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 8 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算
- 9 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算
- 10 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算
- 11 令和2年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算
- 12 京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 13 京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正について
- 14 押印を求める手続の見直しのための京都府国民健康保険団体連合会関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定について
- 15 京都府国民健康保険団体連合会職員の職務に専念する義務の特例について
- 16 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について

【報告事項】

(令和2年度分)

- 1 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第4号)の報告
- 2 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)の報告
- 3 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第4号)の報告
- 4 専決処分に附した令和2年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)の報告

(令和3年度分)

- 1 専決処分に附した令和3年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号)の報告
- 2 令和3年度京都府国民健康保険団体連合会の契約について

【その他】

- 1 令和2年度第1回外部監査結果報告に対する措置について(監事報告)
- 2 令和2年度第2回外部監査結果報告に対する措置について(監事報告)
- 3 国に財政措置を求める国保中央会による決議について

V 議事内容

(理事長挨拶)

みなさん、こんにちは。この春から、理事長をさせていただいております、京丹後市長の中山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の国保連合会理事会の開催をご案内申しあげましたところ、理事各位には、公務ご多忙のなかご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、京都府の森川課長には、何かとお忙しい中をご臨席いただき、厚くお礼を申しあげます。

さて、本日の理事会においては、議決事項として、令和2年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告、各会計歳入歳出決算など15件についてご審議をいただくほか、報告事項として、令和2年度の診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算の専決処分など6件につきまして聴取をお願いしております。

また、令和2年度事業報告や一般会計、各特別会計歳入歳出決算は、本年7月7日、監事会におきましてご監査をいただいております、監事の西谷宇治田原町長より監査結果のご報告をいただくこととしてございます。町長どうぞよろしくお願いいたします。

議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

はじめに、本日の議事録署名人でございますけども、慣例によりまして議長より指名してよろしゅうございますか。

ご異議のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご異議がないようですので、指名させていただきます。宮津市の城崎市長さん、和束町の堀町長さんどうぞよろしくお願いたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。

議決事項の資料1「令和2年度国保連合会事業報告」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

(事務局：事務局次長)

令和2年度の事業報告のご説明をします。

資料1の3頁をお開きいただきまして、「はじめに」でございます。

一つ目と二つ目の○では、2年度においては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、診療報酬の審査支払等の通常業務や国保総合システムの更改に向けた検討、診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化やオンライン資格確認への対応等の業務を滞りなく推進したことに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応等より資金調達が困難となった医療機関等に対する診療報酬の前払いや新型コロナウイルス感染症の感染リスクの下で業務を行う医療機関の従事者等に対する慰労金等の支給といった新たな業務についても的確に対応したことを記載しています。

一方、三つ目の○では、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する受診控え等により、診療報酬審査支払特別会計業務勘定及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定の手数料収入が減収となったことなどから、両業務勘定の実質的な単年度収支が赤字となる中、6年4月に更改予定の国保総合システムの更改財源の確保が課題となるとしています。

最後の四つ目の○では、国保総合システムの更改財源確保のため、国の財政措置を強く求めるとともに、当会の各種の業務システムの円滑な更改に向けて、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下で財務基盤の強化に努めることを記載しています。

4頁をお開き願います。

2年度における主な取組でございます。

最初に、国保総合システムの次期更改に向けた取組の推進でございます。

一つ目と二つ目の○では、国保総合システムの更改に向けて、国保連合会等と社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の実現と審査基準を統一化するための具体的な工程を明らかにするよう国の規制改革実施計画で求められたこと。これを受けて、厚生労働省が設置した審査支払機能の在り方に関する検討会にお

いて、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の実現については、国保総合システムの更改に合わせて、システム全体をクラウド化するとともに、オンライン請求システム等の受付領域について支払基金の新システムを共同利用すること、また、その後は国保連等と支払基金とが審査支払システムを共同で開発することなどが決定されたことを記載しています。

三つ目の○では、システム全体のクラウド化や受付領域の共同利用等を実現するためには更改費用が多額となり、国保連が保有している減価償却引当資産積立金では財源が不足すると見込まれることから、国の責任において必要な財政措置を講じることを強く求めるとしています。

また、最後の四つ目の○では、国保総合システムの更改費用を可能な限り縮減するため、同システムでは処理できない当会固有の業務や帳票作成等を行う外付けシステムの仕様を簡素化すべく、保険者の皆様方のご理解とご協力を得て、業務や帳票作成等の必要性の検討を進めていくと記載しています。

次に、診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化でございます。

一つ目の○で、規制改革実施計画に基づく審査基準の統一化の取組について、審査支払機能の在り方に関する検討会において、国保連等と支払基金とが、国保総合システムの更改に向けて、①コンピュータチェックの統一に向けた取組、②審査基準の統一に向けた取組、③自動レポーティング機能による差異の見える化に向けた取組の3項目の取組を進めることが決定されたことを記載しています。

次に、二つ目の○では、コンピュータチェックの統一に向けた取組については、国保総合システムのコンピュータチェックの全国統一を4年10月までに終えることを記載し、5頁にまいりまして、三つ目の○では、審査基準の統一に向けた取組について、厚労省が設置した審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議において協議を進めていることや、歯科の審査基準統一に向けた更なる取組として設置された歯科審査基準統一推進検討会に当会の審査委員が参画していることを記載しています。

最後に、四つ目の○で、医学的判断の相違等から支払基金の支部間で審査の結果にばらつきがある事例をレポーティングし、審査結果の差異が見える化する自動レポーティング機能による差異の見える化に向けた取組については、支払基金が本年9月に稼働する審査支払システムに導入する自動レポーティング機能と整合的な機能を次期国保総合システムに実装できるよう取組を進めていることを記載しています。

次に、オンライン資格確認の実施に向けた取組の推進でございます。

一つ目の○で、マイナンバーカード等を用いた医療機関等でのオンラインでの資格確認の実施に向けて、市町村が国保情報集約システムに登録した加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーへ連携する作業に取り組んだことや、市町村が国保情報集約システムにアクセスする際に必要となるSSLクライアント証明書の作成等を進めたこと、また、オンライン資格確認システムを活用した資格の異なるレセプトの審査支払機関相互での自動振替機能の稼働により変更となる医療費の請求の方法について、関係団体へ説明したことを記載しています。

また、合わせて、二つ目の○のとおり、オンライン資格確認等システムを活用した特定

健診等データの保険者間での引継ぎやマイナポータルを通じた加入者等によるデータ確認の実施に向けて、特定健診等データを特定健診等データ管理システムからオンライン資格確認等システムへ連携する作業にも取り組みました。

なお、三つ目の○のとおり、オンライン資格確認の本格稼働は10月まで延期されています。

次に、健康づくり事業の推進でございます。

一つ目の○では、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、6頁へまいりまして、フレイル予防等で先進的な取組を行っている自治体の保健師を講師とする研修会を開催し、57名の参加を得たことを記載しています。

二つ目の○では、保険者努力支援交付金の確保に向けて、糖尿病重症化予防事業を進めるための糖尿病専門医による研修会や個別相談の実施、健康課題がある人にアウトリーチ支援等を行うための国保データベースシステムによる対象者の抽出などシステムの活用支援に取り組んだことを記載しています。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施でございます。

一つ目の○では、新型コロナウイルス感染拡大を起因とする受診控え等により資金調達が困難となった医療機関等に対する診療報酬等の一部の概算での前払いについては、16医療機関等に対して、約1億3,800万円の診療報酬等を前払いしたことを記載しています。

二つ目の○では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業として、慰労金約117億4,800万円を、また、医療機関や薬局等における感染拡大防止等支援事業として、支援金約76億7,100万円を交付したことを記載しています。

7頁をご覧ください。

2年度個別取組でございます。

7頁から11頁にかけて、会員の状況や総会、理事会、各種委員会等の開催状況、連合会の役員や職員の状況、また、各種委員会等活動状況を記載しています。

また、12頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険等のサービス別審査確定件数と給付額の状況、障害介護給付費の審査確定件数と給付額の状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について記載していますが、時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は省略させていただきます。

令和2年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議長)

特にご質問等もないようですので、資料1について、原案のとおり承認することにご

異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございます。原案のとおりご承認いただきましたので、資料 1 は次の総会に付議させていただきます。

続きまして、資料 2「令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算」から、資料 11「令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算」までを、一括して議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：財務課長)

令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況と題した資料の 3 頁をお開き願います。

はじめに、各会計の歳出決算額の状況について、ご説明します。

一般会計は、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を計理している会計ですが、2 年度の歳出決算額が、195 億 5,176 万 3 千円と多額に上っておりますのは、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業等の事業費 194 億 3,888 万円を計上したことによるものでございます。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。

感染症に係る公費負担の増等により、公費負担医療の支払勘定の歳出決算額は増加しましたが、診療報酬支払勘定については、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染拡大に起因する受診控え等から、前年度を下回る決算額となっております。また、出産育児一時金等の支払勘定も減額となっております。

次に、風しんの抗体検査や予防接種の費用の支払いを行う抗体検査等費用の支払勘定の歳出決算額は、1 億 4,483 万 5 千円で、対前年度 69.6%増の大きな伸びとなっております。

なお、融資基金勘定の歳出決算額 47 万円は、2 年度末で勘定を廃止するため、同勘定の資金を業務勘定に繰出したものでございます。

また、保険者等の手数料収入を財源として、人件費やシステム管理費等に要する費用の計理を行っている業務勘定については、収支状況等も含めて後程詳しくご説明します。

次に、職員退職手当金の歳出決算額 1 億 1,027 万 8 千円は、3 名の職員に対する退職手当金と退職給付引当資産への積立金で、前年度を上回っておりますのは、退職職員数の増によるものでございます。

次の、高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、貸付件数 2 件、貸付額 84 万円となっております。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。

要介護認定者数の増等を受けて、介護給付費等支払勘定、公費負担医療等の支払勘定ともに、前年度を上回る歳出決算額となっています。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護給付費、障害児給付費ともに高い伸び率となっておりますが、障害児給付費の伸び率9.6%は、元年度決算の伸び率15.6%に比べて伸びが鈍化しています。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

後期高齢者医療についても、新型コロナウイルス感染拡大に起因する受診控え等から、入院及び入院外ともに件数が減少し、診療報酬支払勘定の歳出決算額は前年度を2.5%下回っています。一方、公費負担医療の支払勘定については、感染症に係る公費負担の増等により、前年度を上回る決算額となっています。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。

国保被保険者の特定健診及び特定保健指導の実施件数は共に前年度の実績を下回り、特定健診・特定保健指導等費用支払勘定の歳出決算額は、前年度を13.6%下回っているものの、後期高齢者健診等費用支払勘定は前年度を上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。

損害保険会社等に対する損害賠償求償額は前年度に比べて増加しましたが、加害者の過失割合の変更等を事由として求償額を減額する査定減額が増加したことなどから、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を3.1%下回っています。

4頁をお開き願います。

業務勘定の収支状況でございます。

最初に、診療報酬特別会計の業務勘定につきましては、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染拡大に起因する受診控え等から、診療報酬の審査支払等に係る手数料収入が減額となったほか、審査支払事務費に対する国の補助金や繰越金等も減となったことから、歳入決算額は、前年度を20.5%下回りました。歳出についても、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立てを行ったことなどにより積立金は増加したものの、円滑運営臨時特例交付金の国への返還金や消費税事業者負担分等の減により一般管理費その他が減となったことなどから、前年度を15.9%下回る決算額となっています。

収支の状況については、歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引額は、1億985万5千円の黒字となっておりますが、この額から前年度からの繰越額を差引いた単年度収支は、1億6,251万5千円の赤字、また、財政調整等積立資産への積立金を加除した実質的な単年度収支についても、前年度からは2億1,897万6千円収支は改善しておりますものの、1億5,319万4千円の赤字と、厳しい財政状況が続いており、6年4月の国保総合システムの更改に向けて、更改財源の確保が課題となっています。

5頁をご覧願います。

介護保険業務特別会計業務勘定でございます。

手数料や財政調整基金積立資産からの繰入金が増加したほか、電子証明書発行手数料の増により諸収入その他も増加したものの、繰越金が大幅に減少したことから、歳入決算額は、前年度を8.4%下回りました。歳出についても、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立て等により積立金は増加したものの、システム機器の更改終了に伴

いシステム関連経費が減となったことに加えて、国保中央会負担金等の減により一般管理費その他が減となったことなどから、前年度を8.2%下回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、赤字であった前年度に比べて収支が2,862万3千円改善し、24万4千円の黒字となっています。

6頁をお開き願います。

障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。

手数料のほか、電子証明書発行手数料受入金の増により諸収入その他も増加したものの、繰越金が大幅に減少したことから、歳入決算額は、前年度を4.1%下回りました。歳出についても、システム機器の更改終了に伴いシステム関連経費が減となったことに加えて、国保中央会負担金等の減により一般管理費その他が減となったことなどから、前年度を8.3%下回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、赤字であった前年度に比べて収支が640万5千円改善し、636万6千円の黒字となっています。

7頁をご覧願います。

後期高齢者医療事業特別会計業務勘定でございます。

後期高齢者医療制度事業費補助金の増等により国庫支出金が増加したほか、繰越金も増となったものの、受診控え等から手数料収入が減となり、また、電算機器更改整備負担金の減により諸収入その他も減となったことなどから、歳入決算額は、前年度を1.0%下回りました。一方、歳出については、システム機器更改終了に伴いシステム関連経費が減となったことに加えて、消費税事業者負担分等の減により一般管理費その他も減となったものの、減価償却引当資産への積立て等により積立金が大幅に増加したことなどから、前年度を2.9%上回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、黒字であった前年度に比べて収支が1億370万5千円悪化し、2,931万6千円の赤字となっており、診療報酬特別会計の業務勘定と同様に、国保総合システムの更改に向けて、更改財源の確保が課題となっています。

8頁をお開き願います。

最後に、特定健診・特定保健指導等特別会計業務勘定でございます。

システム機器の更改終了に伴い、手数料として徴収していた端末機器等の更改費の保険者負担分や国庫補助金が減少したほか、減価償却引当資産からの繰入金や繰越金等も減少したことから、歳入決算額は、49.0%減と前年度を大きく下回っています。歳出についても、システム関連経費や業務委託費等の減により、54.6%減と前年度を大きく下回る決算額となっています。

実質的な単年度収支については、赤字であった前年度に比べて収支が1,610万3千円改善し、529万4千円の黒字となっています。

9頁をご覧願います。

積立資産等の状況でございます。9頁から10頁にかけて、3年3月31日現在の積立資産等の状況を業務勘定ごとに取りまとめています。

まず、減価償却引当資産については、電算処理システム等の固定資産の定額法による減価償却費相当額を積立てるもので、2年度はシステムの更改等による多額の取崩しが

なかったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。また、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定における積立残高は、積立上限額並みとなっています。

次の財政調整基金積立資産は、当該年度の手数料収入額の 10%を上限として積立てが行えるもので、いずれの業務勘定においても、積立上限額の 90%を超える積立てを行っています。

次に、電算処理システム導入作業経費積立資産は、電算処理システムを更改した際のシステムの導入作業に要した経費相当額を積立てるもので、2 年度はシステムの更改等による多額の取崩しがなかったことから、いずれの業務勘定においても、積立残高は前年度を上回っています。しかしながら、積立残高は総じて少なく、積立上限額に対する積立割合は、診療報酬特別会計業務勘定の 50.2%が最高となっています。

次に、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産については、元年度から積立てが認められたもので、当該年度の手数料収入額の 30%を上限として積立てが行えることとなっています。2 年度で収支が改善した介護保険業務特別会計業務勘定での積立額が増加し、積立上限額に対する積立割合は 58.3%となっています。

次に、10 頁の「(6) 職員退職手当金特別会計」における退職給付引当資産でございます。

今後 5 年間の退職予定者の退職手当金見込額の 5 分の 1 を毎年度積立てるもので、2 年度においては、退職手当金支給のための取崩額 6,299 万 4 千円が積立額を上回ったため、積立残高は前年度に比べて 1,571 万円減少しています。

なお、事業運営安定化積立資産は、平成 26 年度に減価償却引当資産をはじめとする積立資産が制度化される以前に保有していた現金の積立てなどを行っているもので、いずれの業務勘定においても残高に大きな変化はありません。

11 頁をご覧ください。

当会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しています。

3 年 3 月 31 日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、12 頁に記載の正味財産が前年度に比べて 7,450 万円の減額となっておりますのは、減価償却による固定資産価値の減少によるものです。

令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会決算概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

はい。ありがとうございます。

ここで監査結果の報告を宇治田原町長の西谷様よりお願いいたします。

(監事：宇治田原町長)

監事を代表いたしまして、宇治田原町の西谷でございますが、報告をさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 2 年度京都府国民健康保険

団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、事業実施状況については適正に執行しており、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。

今後とも内部監査機能並びに資金管理体制の充実・強化を図るとともに、事業運営について効率的かつ効果的な運営を行い、徹底した経費節減により適正な会計処理の執行に努められたいと願います。

また、災害時の対策や個人情報の保護対策に一層の充実・強化に努められたい。

令和3年7月7日、綾部市長、山崎善也。京都市中央卸売市場国民健康保険組合理事長、勝村一夫。宇治田原町長、西谷信夫。

以上でございます。

(議長)

どうもありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、資料2から資料11までについて、お諮りさせていただきます。原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

挙手なしでございます。ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、資料2から資料11までについては次の総会に付議させていただきます。

続きまして、資料13「京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料13をご覧ください。

京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部改正でございます。

3頁をお開き願います。

附則第2項の改正は、光ディスク等を用いてなされた国民健康保険の療養の給付に関する費用の請求に対する受付印の押印について、診療報酬請求書兼総括表等への押印から、光ディスク等送付書への押印に変更するなどの見直しを行うものでございます。

4頁をお開き願います。

附則第3項の改正は、押印を求める手続の廃止を受けて、保険医療機関等から提出された診療報酬の請求の確認方法を見直すものでございます。

次に、第4項は文言の修正で、第5項の改正は、審査委員会の審査が終了した診療報

酬の請求について、書面による請求にあつては、決定点数の記入に加えて、新たに診療報酬の請求及び審査録に所要事項を記入のうえ審査済みの印を押印することを定めるため、また、光ディスク等を用いた請求にあつては、診療報酬の請求及び審査録への所要事項の記入及び審査済みの印の押印に代えて、診療報酬の請求に審査済みの記録を行うことを定めるためのものがございます。

なお、施行日は、令和3年7月13日としています。

診療報酬審査支払規則の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、お諮りさせていただきます。資料13について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

反対の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、資料13については原案のとおり可決いただきました。ありがとうございます。

続きまして、資料14「京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料14をご覧ください。

京都府国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正でございます。

3頁から5頁にかけた規程改正の内容は、国民健康保険診療報酬審査委員を兼務する嘱託の通勤手当について、これまでの月単位での支給から他の審査委員と同様に出務1回当たりの支給に改めるための改正のほか、規程の整備を行うものがございます。

なお、施行日は、令和3年7月13日としています。

国民健康保険診療報酬審査委員会規程の一部改正についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、お諮りさせていただきます。資料 14 について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

反対の方は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、資料 14 につきましては原案のとおり可決いただきました。

続きまして、資料 15 「押印を求める手続きの見直しのための京都府国民健康保険団体連合会関係規則及び規程の一部改正する規則の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料 15 をご覧願います。

押印を求める手続きの見直しのための京都府国民健康保険団体連合会関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定でございます。

国の規制改革実施計画に基づく取組を受けて、公印規則をはじめとする 4 つの規則等における押印を求める手続きを見直すための規則を制定するものでございます。

3 頁及び 4 頁は、公印規則に規定する様式の見直し、5 頁及び 6 頁は、国保連合会職員の再任用に関する規則に規定する様式の見直し、7 頁及び 8 頁は、特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の改正で、押印を求める手続きの見直しを受けた健診・保健指導機関から提出された電子媒体を用いた費用の請求の確認方法の見直し、最後に、9 頁から 12 頁にかけて、高額療養費支払資金貸付規程に規定する様式の見直しを行っております。

なお、施行日は、令和 3 年 7 月 13 日としています。

押印を求める手続きの見直しのための京都府国民健康保険団体連合会関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、資料 15 について、お諮りさせていただきます。原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、資料 15 については原案のとおり可決いただきました。

続きまして、資料 16「京都府国民健康保険団体連合会職員の職務に専念する義務の特例について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料 16 をご覧願います。

京都府国民健康保険団体連合会職員の職務に専念する義務の特例についてでございます。

国保連合会職員服務規程第 6 条第 3 号の規定に基づき、職員の職務に専念する義務を免除する場合について、理事会の同意を得て定めるものでございます。

3 頁をお開き願います。

京都府職員の例にならい、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する時間及び予防接種と関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合は必要最小限の期間を対象として、職員の職務に専念する義務を免除するものでございます。

なお、適用期間は、令和 3 年 7 月 13 日から当分の間としています。

職員の職務に専念する義務の特例についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、お諮りさせていただきます。資料 16 について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、資料 16 については原案のとおり可決いただきました。

続きまして、資料 17「京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料 17 をご覧ください。

京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催についてでございます。

国保連合会規約第 14 条に基づく通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、Web 会議方式により開催することを、規約第 34 条第 1 号に基づき決定するものでございます。

なお、開催日時は、令和 3 年 7 月 29 日、木曜日、午後 2 時としています。

京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、お諮りさせていただきます。資料 17 について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、さように決めます。

(議 長)

次に、報告事項の聴取に移ります。

報告事項の資料 18「専決処分に附した令和 2 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第 4 号)」から資料 22「専決処分に附した令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第 1 号)」までについて、事務局の報告をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料 18 から資料 22 に基づき、専決処分に付した令和 2 年度及び令和 3 年度の補正予算についてご報告いたします。

なお、専決日につきましては、資料 18 から資料 21 までが令和 3 年 3 月 25 日、資料 22 が令和 3 年 4 月 16 日でございます。

まず、令和 2 年度補正予算の専決処分についてご報告いたします。

資料 18 をご覧ください。

国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算第 4 号でございます。

4 ページをお開き願います。

業務勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,375 万 4 千円増額し、24 億 536 万 4 千円とするものでございます。

また、融資基金勘定は、歳入歳出予算のうち歳出の組替えをしており、歳入歳出予算の総額は 527 万円でございます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

業務勘定の補正は、繰越金等を財源として、減価償却引当資産、財政調整基金積立資産、電算処理システム導入作業経費積立資産へ積立てるものでございます。

11 ページをお開き願います。

融資基金勘定の補正は、令和 2 年度末に融資基金勘定を廃止するため、同勘定の 2 年度末残高見込額 46 万 9 千円を国保業務勘定へ繰り出すものでございます。

資料 19 をご覧ください。

国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

4 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,875 万 6 千円増額し、1 億 1,177 万 6 千円とするものでございます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

退職給付引当資産積立金からの繰入金等を財源として、勸奨退職者 1 名分の退職手当金等を増額するものでございます。

資料 20 をご覧ください。

国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算第 4 号でございます。

4 ページをお開き願います。

業務勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,544 万 9 千円増額し、14 億 386 万 9 千円とするものでございます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

繰越金を財源として、減価償却引当資産への積立てを行うものでございます。

資料 21 をご覧ください。

国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算第 2 号でございます。

4 ページをお願いいたします。

後期高齢者健診等費用支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,000 万円増額し、4 億 7,502 万円とするものでございます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

後期高齢者健診等費用の不足により、市町村からの受入金を財源として、後期高齢者の健診に要する費用を増額するものでございます。

次に、令和 3 年度補正予算の専決処分についてご報告いたします。

資料 22 をご覧ください。

国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算第 1 号でございます。

4 ページをお願いいたします。

業務勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 7,614 万 2 千円増額し、28 億 8,428 万 7 千円とするものでございます。

また、抗体検査等費用に関する支払勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 46 億 1,320 万 5 千円増額し、226 億 4,940 万 6 千円とするものでございます。

7 ページ及び 8 ページをご覧ください。

市町村からの手数料を財源として、新型コロナウイルスワクチン接種費用の支払いに要する事務費を補正するものでございます。

11 ページ及び 12 ページをご覧ください。

市町村からの受入金を財源として、新型コロナウイルスワクチン接種費用を補正するものでございます。

専決処分に付した令和 2 年度及び令和 3 年度補正予算のご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、資料 18 から資料 22 までについては、次の総会で報告させていただきます。

続きまして、資料 23 「令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会の契約について」を議題とし、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

資料 23 をお願い致します。

令和 3 年度京都府国民健康保険団体連合会の契約についてでございます。

1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会会計規則第 36 条第 5 項に基づき、2 件の契約の内容等についてご報告します。

1 件目は、診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務で、株式会社ケーケーシー情報システムと、契約金額 1 億 7,598 万 2,400 円で契約を締結し、契約期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日としています。

2 件目は、各種予防接種及び健診等の請求の不備点検に係る業務で、マンパワーグループ株式会社と、契約金額 1 億 3,331 万 7,102 円で契約を締結し、契約期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日としています。

国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、報告聴取はこの程度にとどめ、事務局から別途報告があるようですので、事務局の発言をお願いします。

(事務局：総務課長)

資料 24 から資料 26 までを一括してご報告致します。

最初に、資料 24 及び資料 25 についてでございます。

令和 2 年度における監査法人による外部監査の結果報告を受けて弊会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から当該資料のとおり理事会へ報告がなされておりますので、その概要を事務局からご説明します。

資料 24 は、令和 2 年 10 月の外部監査の結果報告を受けて講じた措置を取りまとめたもので、一般競争入札の導入や新たに策定した随意契約ガイドラインに基づくプロポーザル方式による契約の実施などの入札制度の改善をはじめ監査での 7 項目の指摘事項すべての改善措置が記載されています。

次に、資料 25 は、令和 3 年 3 月の外部監査の結果報告を受けて講じた措置を取りまとめたもので、国保連ガイドの廃止など印刷物の見直しをはじめ監査での 6 項目の指摘事項すべての改善措置が記載されています。

外部監査結果報告に対する措置についてのご報告は、以上のとおりでございます。

次に、資料 26 をご覧願います。

この文書は、公益社団法人国保中央会が、去る 6 月 29 日の定期総会において採択した令和 6 年 4 月に更改予定の国保総合システムの更改経費に対して国の財政措置を求める決議でございます。

決議の内容は、国保総合システムの更改に際しては、国の規制改革実施計画を踏まえて、クラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金の新システムの共同利用を進める必要があることから更改費用が多額に上り、全国の国保連合会が準備している財源では不足することから、保険者の皆様方に新たなご負担を生じさせないためにも、国による財政措置を求めるというものでございます。

国保中央会では、この決議を基に、田村厚生労働大臣等へ要請行動を行い、大臣等からは、陳情の趣旨は理解した、今後努力するとの発言があったとのことであり、弊会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。

決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にご質問等もないようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。

この際ですので、皆様から他に何かございませんでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

特にないようですので、本日の理事会はこれにて閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございます。